

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和4年12月19日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
法務大臣 齋藤 健 殿
財務大臣 鈴木 俊一 殿
経済産業大臣 西村 康稔 殿
! " # \$ % & ' () * % *

東京都中央区銀座6-1 2-1 3 大東銀座ビル別館
MetaBox 株式会社
柳 成吉

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

eで=るとこk、

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内ノ

(1) 事業実施～

サービス提供事業Y・当社

サービスT用Y・G、€方・、f-、法、及び...

(2) 事業ト

当社は、「NFT サイン」という名称の電子契約サービスを事業Y、...向けに提供します。

NFT サインとは、契約書の作成、締結、管理までの契約業務の煩雑なプロセスを、ブロックチェーンを用いたte^%プS上で完結く€るワンストップ型の電子契約サービスです。

NFT サインには・fのサービス%=ります%、Mの一つとして、当社は、T用YのZ・に基づき当社の・名'により・名を'うサービスを提供することとし、これによりT用Y%電子契約サービスで=る NFT サインをT用することで・名又は記名I印のなくれた書@にEFって電子・名の=る電6、記7を作成することを"にすることを企・しています(以下では、NFT サインのサービスのう-、T用YのZ・に基づき当社の・名'により・名を'うサービスを「一会、型NFT サイン」といいます)。

T用Yの間で一会、型NFT サインをT用してNFT 電子契約を締結するC~のプロセスは以下のとおりです。なお、TMプロセスに係るさ@・は、別ノのとおりで。

œ T用Yで=る・Z Yは、NFT サインにY及びj#を記Cしロ€インO、電子α¥イル(契約書)をNFT サインの契約するクnopサー!一上に%ppします。

S ・Z Yは、%プSのさ@上で、[Z Yで=る"手方(©Y間契約のC~なª[Z Yで=る"手方%・f、のC~も=ります%、TM[Z Yについてx様のプロセスで[Z Y«にO記-の・名%-@くれます。)に関する"。(±ール%pp:ス、2YN³Y等)をZ定して、[Z YHの・Zにx'します(・Zにx'する内ノのµ¶ンをクSックします)。(Gまたは€方・-との契約においては、±ール%pp:スの|で2YN³のA用は}定していま€U)。

1 NFT サインは、・動・に[Z Yの電子±ール%pp:スまたは2YN³に対して、・Z Yから[Z Y°に電子α¥イル%»いた¼と NFT サインのクnopサー!一上に%ppくれた電子α¥イルに%クセスするための¼²と、vసుఁにより・動A定くれたα¥イル%クセス用の9スワーp%記Aくれた電子±ールA²YN³を・り、[Z YはMれを[けAります。

Ä [Z Yは・Zくれた電子±ールまたは2YN³に記Aくれた¼²をクSックし、α¥イル%クセス用の9スワーpをC力することにより、NFT サインのクnopサー!一上に%ppくれた電子α¥イルに%クセスします。MのA、[Z Yは%プSのA用により、ロ€インのÆ"は=りま€U。

C [Z Y%電子α¥イルの内ノを確認して、%プSのx'書さ@にE・くれた「x'して完E」のµ¶ンをクSックします。

→ 上記C%なくれると、NFT サインのクnopサー!一上に%ppくれた電子α¥イルに・動・に[Z Y«の・名(当社の・名'によるもの)%-@くれます。

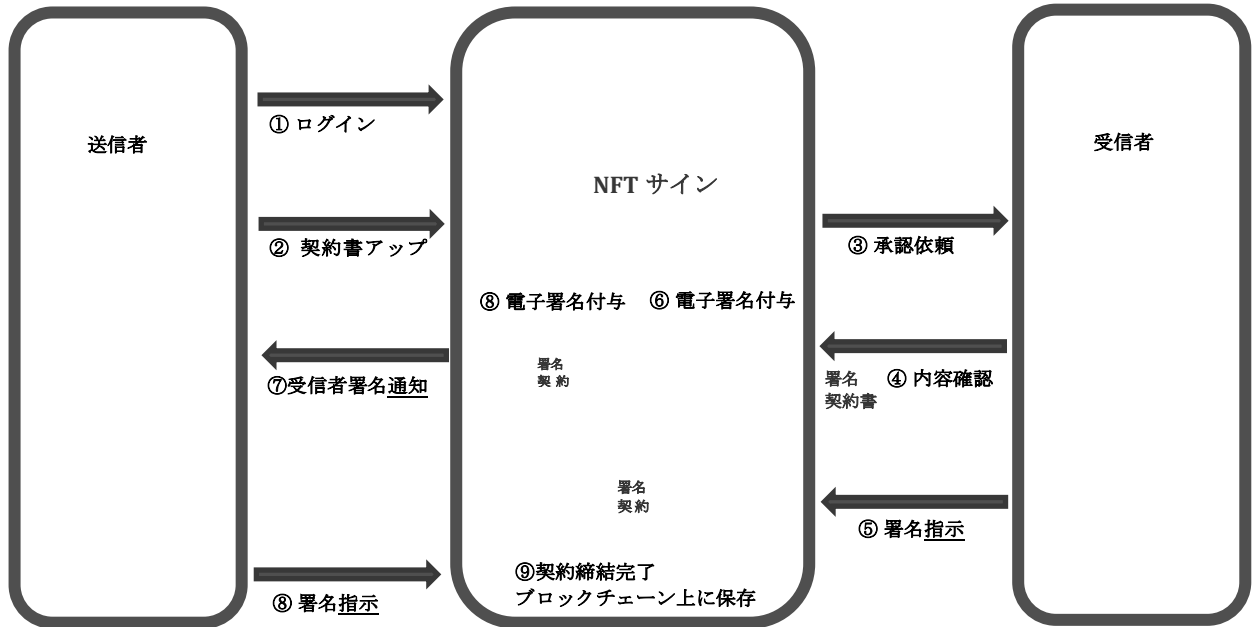
E [Z Yの・名%-@くれたという事実%・Z Yの±ール%pp:スまたは2YN³にE'くれます。

I ・Z Y%上記Eを確認Ox'書さ@の「x'して完E」のµ¶ンをクSックすると電子α¥イルに・動・に・Z Y«の・名(当社の・名'によるもの)%-@くれます。

↑ ↑ の理により、電子契約締結完了となり、MのO、当該電子メールは NFT に
 登録され、Net ブロックチェーン上に保存されます。

—会、型 NFT サインのサービスを・・すると以下のとおりです。

電子契約締結の流れ



(3) 新事業活動を実施するC×
 当社本社

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時

本法律の解釈%ÙらかにくれÙ第、電子・名としての活用をÙ提としたÙì、ÝÙをロ
 う事業活動をβやかに実施するà定です。

á. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

â 電子・名及び認ã業務に関する法律（V成ãã年法律第æãç）

- 第ã条 この法律において「電子・名」とは、電6. 記7（電子. 方式、6è. 方式Mの他、のĪ éによっては認êすること%できない方式で作られる記7で=って、電子èi] による` ° ĩ 理の用に供く れるものをいう。以下x í 。）に記7すること%できる` ° について' Fれる_` で=って、Úの" eのいOれにも該当するものをいう。
- 一 当該` ° %当該_` を' ったYの作成に係るもので=ることを• するためのもの=ること。
 - â 当該` ° についてĪ Ð%' Fれていないか^a うかを確認すること%できるもの=ること。

ã 会è法（i和ããã年法律第©ãðç）

- 第ñã九条のã この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとく れている書ò等（書ò、èi 書Mの他文ó、• ôMの他等、のĪ éによつて認êすること%できる` ° %記Áく れた紙Mの他の有- òをいう。Ú項及びÚ条においてx í 。）については、当該書ò等に記Áすòき事項を記7した電6. 記7（電子. 方式、6è. 方式Mの他、のĪ éによつては認êすること%できない方式で作られる記7で=って、電子èi] による` ° ĩ 理の用に供く れるものとして財務大臣%定めるものをいう。x 項及びx 条第一項においてx í 。）の作成をもつて、当該書ò等の作成にE + すること%できる。このC` において、当該電6. 記7は、当該書ò等と| なる。
- 2 Ú項の規定により書ò等%電6. 記7で作成く れているC` の記名I 印については、記名I 印にE + て÷名又は名称をÛらかにする_` で=つて財務大臣%定める_` をとらなけれdならない。

ä 契約事務Áø規ù（i和©ãú年大ùù令第ðããç）

- 第ããý条 Úの™çにpÿる書ò等の作成については、Ú項に規定する方法による法第ñã九条のã 第一項に規定する財務大臣%定める当該書ò等に記Áすòき事項を記7した電6. 記7により作成すること%できる。
- 一 契約書
 - â L書Mの他これにNOる書@
 - © PQR書
 - ñ 第ãã ©条第一項に規定する書@
 - ð &S書
- 2 Ú項™çにpÿる書ò等の作成にE Fる電6. 記7の作成は、™ü™cのA用に係る電子èi]（Φ出力装` を含D。以下x í 。）と契約の` 手方のA用に係る電子èi] とを電è Èž 回線で接続した電子` ° ĩ 理組織をA用して当該書ò等に記Áすòき事項を記7する方法により作成するものとする。
 - 3 第一項第一çの規定により契約書%電6. 記7で作成く れているC` の記名I 印にE Fるもので=つて法第ñã九条のã 第ã 項に規定する財務大臣%定める_` は、電子・名（電子・名及び認ã業務に関する法律（V成ãã年法律第æãç）第ã条第一項の電子・名をいう。）とする。

â €方. 法 (i 和â ä â 年法律第六ä ú ç)

第â æ©ä ñ 条 (略)

2~4 (略)

â 普€ €方. , f - %契約につき契約書又は契約内ノを記7した電6. 記7を作成するCにおいて、当該普€ €方. , f - の長又はMの委任を[けたY%契約の`手方とともに、契約書に記名I 印し、又は契約内ノを記7した電6. 記7に当該普€ €方. , f - の長若しくはMの委任を[けたY及び契約の`手方の作成に係るものであることを. すために講Oる`で=つて、当該電6. 記7%î Ð< れているか^a うかを確認すること%できる等これらのYの作成に係るものであることを確実に. すこと%できるものとして総務ú 令で定めるものを講í なければd、当該契約は、確定しないものとする。

6 (略)

â €方. 法施' 規ù (i 和â ä â 年内務ú 令第â ä 九ç)

第â ä 条のñ のâ €方. 法第â æ©ä ñ 条第ð 項の総務ú 令で定めるものは、総務ú 関係法令に係る` ° È ž 技術を活用した' 政の推進等に関する法律施' 規ù (V成ä ð 年総務ú 令第ñ ä ý ç) 第â 条第â 項第一ç に規定する電子. 名とする。

â 総務ú 関係法令に係る` ° È ž 技術を活用した' 政の推進等に関する法律施' 規ù (V成ä ð 年総務ú 令第ñ ä ý ç)

第â 条 (略)

2 このú 令において、Ú の™ç にpý る用語の` 義は、当該™ç に定めるところによる。

一 電子. 名 電子. 名等に係る€方. , f - ` ° v スu じ] 構の認ã 業務に関する法律 (V成ä ñ 年法律第æð ä ©ç) 第â 条第一項又は電子. 名及び認ã 業務に関する法律 (V成ä â 年法律第æâ ç) 第â 条第一項に規定する電子. 名をいう。

6. , - . な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての&解

(1) , - . な確認事項

% 本照会により、当社%提供する—会, 型 NFT サインによる. 名%電子. 名及び認ã 業務に関する法律第 2 条第 1 項に定める電子. 名に該当し、これを引用する契約事務Ãø 規ù 第 28 条第 1 項に基づきGの契約書についてもT用" " で=ることと、€方. 法施' 規ù 第 12 条の 4 の 2 に規定する総務ú 関係法令に係る` ° È ž 技術を活用した' 政の推進等に関する法律施' 規ù 第 2 条第 2 項第 1 ç に基づき、€方. , f - の契約書についてもT用" " で=ることを確認< Æていただきたくyí ます。

イ 本照会により、当社%提供する—会, 型 NFT サインにおいて、契約書、L 書Mの他にこれにNOる書@、PQR書、&S 書等 (以下「契約書等」という。) の電子α ¥イルをクnopサー| ーに%ップローp し、. ž Y と [ž Y の™T 用Y %%クセスして双方の契約締結業務を実施する仕組| %、契約事務Ãø 規ù 第 28 条第 2 項に規定する方法による「電6. 記7の作成」に該当し、契約書等の作成にEF する電6. 記7の作成として、T用" " で=ることを確認< Æていただきたくyí ます。

(2) 上記確認事項に関する法律等の解釈及び当社の&解

% 電子・名法第2条第1項について

(%) 電子・名法第2条第1項の「電子・名」の" eについて

電子・名を定義する電子・名法第2条第1項の文言に基づき、電子・名として認められるために満たすべき" eを整理すると、以下のとおりとなります。

oe 電6. 記7に記7すること%できる¹。について' Fれる²、で=ること(第2条第1項柱書)

S 当該¹ %当該²を' ったYの作成に係るもので=ることを・すためのもので=ること(第2条第1項第1ç)

1 当該¹。についてi D%' Fれていないか^a うかを確認すること%できるもので=ること(第2条第1項第2ç)

(イ) 電子・名法第2条第1項柱書の" eについて

電子・名とい+るためには、電子・名法第2条第1項柱書の" eで=る「電6. 記7に記7すること%できる¹。について' Fれる²」とい+るAE" %=ります。NFTサインにおいては、契約書等の電子³¥イル⁴式のデー⁵Mのものに別K・名' によって・名を施す⁶をとるもので=るとk、電子³¥イルMのものは電6. 記7で=ることから、第2条第1項柱書の" eを満たすものとい+ます。

(o) 電子・名法第2条第1項第1çの" eについて

oe 問題点

電子・名とい+るためには、電子・名法第2条第1項第1çの" eで=る「当該¹ %当該²を' ったYの作成に係るもので=ることを・すためのもので=ること」とい+るAE" %=ります。一会⁷型 NFTサインによるサービスは、T用YのZ・に基づき、T用Y%作成した電6. 記7について、T用Y・身の・名' ではなく、サービス提供Yで=る当社の・名' により暗ç化等を' うサービスで=るため、電子・名法第2条第1項第1çの「当該¹を' ったY」%サービス提供事業Yで=る当社ではなく、当社%提供するサービスのT用Yで=ると評価し\$るか^a うか%問題となります。

S 総務⁸、法務⁹及び経済産業¹⁰による解釈

上記の問題点については、令和2年7月17日-の総務⁸、法務⁹及び経済産業¹⁰の「T用YのZ・に基づきサービス提供事業Y・身の・名' により暗ç化等を' う電子契約サービスに関するQ&A」において、以下の解釈%・くれています。

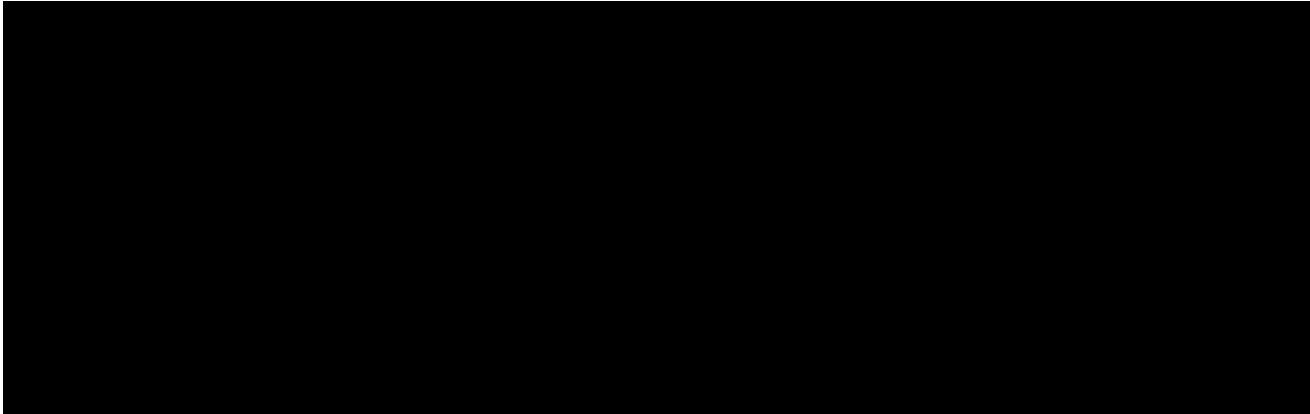
・電子・名法第2条第1項第1çの「当該¹を' ったY」に該当するためには、AE¹¹しも¹²理. に当該¹を. ら' うこと%AE" となるFけではなく、例+d、¹³理. にはA%当該¹を' ったC¹⁴で=っても、Bの' 思の|に基づき、Aの' 思%介Zすることなく当該¹%' Fれたものと認められるC¹⁵で=れd、「当該¹を' ったY」はBで=ると評価すること%できるものと*+られる。

・このため、T用Y%作成した電子³¥イルについて、サービス提供事業Y・身の・名' により暗ç化を' うこと等によって当該文書の成¹⁶の真正性及びMのOの非i D性を担¹⁷しようとするサービスで=っても、技術. ・] " . に&て、サービス提供事業Yの' 思%介Zする余€%なく、T用Yの' 思の|に基づいて] 械. に暗ç化¹⁸されたもので=ること%担¹⁷していると認められるC¹⁵で=れd、「当該¹を' ったY」はサービス提供事業Yではなく、MのT用Yで=ると評価し\$るものと*+られる。

Mして、上記サービスにおいて、例+d、サービス提供事業Yに対して電子³¥イルの・Zを' ったT用YやMの日時等の¹⁹を- 随²⁰として確認するこ

と%できるものになっているな^a、当該電子ロ¥イルに-くれた当該^oを含めての全-を1つの_`と捉+直すことによって、電子ロ¥イルについて' Fれた当該_` %T用Yの`思に基づいていること%UらかなになるC~には、これらを全-として1つの_`と捉+直すことにより、「当該_`を'ったY (=当該T用Y)の作成に係るもので=ることを•すためのもの =ること」という" e (電子•名法第2条第1項第1ç)を満たすことになるものと*+られる。

- 1 一會,型 NFT サイン%第1çの" eを満たすもので=ること
一會,型 NFT サインによるサービスは、電子ロ¥イルの作成Yで=るT用YのZ•に基づき、サービス提供Yで=る当社の`思%一切介zすることなく、
・動.・]械.に暗ç化くれるものです。実Åの暗ç化のプロセスについては、以下のとおりです。



[Redacted text block]

Mの契約およびロ¥イルの閲覧プロセスは、当社のvスuと及びMれと 0jY連携した 0T0% Net ブロックチェーン上で・動.にi理くれます。

また、当社の開発Y%悪`をもって NFT サインのT用Yの`とは異なる電子•名を'うようなこと%ないよう、以下のとおり、組織.にサー!ーHの%oクセス制御・°Uな^aを'っています。

[Redacted text block]

更に、NFT サインの最大の特徴は、名付られた電子メールアドレスの価値を、データ上の最も極めて困難なブロックチェーン上に記述することで、一時的に締結された契約は、タイムスタンプ（日、時）とともにブロックチェーン上に記述され、署名又は[署名はメールアドレスの最も優れたことにそれらを最もよくの裏拠とすること]です。

以上により、一般会社型 NFT サインによるサービスは、技術的に、に及んで、サービス提供事業である当社の意思を介する余地なく、契約文書は利用者の意思に基づいて機械的に暗号化されたものであることと担われていると主張することとでき、したがって、「当該」を「った」はサービス提供事業である当社ではなく、Mの利用であると評価されるものといたします。

また、一般会社型 NFT サインにおいて電子メールアドレスに与えられた利用者の電子名付のデータについては、利用者のメールアドレス：スや2YN3Y を含むDT利用の当事者と名付時に係るタイムスタンプの2つを記述され、これらは、当該電子メールアドレス% NFT の式に記述されたOでも名付ネル（別）s@. [・] 参照)で確認" " します。

以上のとおり、サービス提供事業である当社に対して電子メールアドレスを署名した利用者の。および名付時を当該電子メールアドレスの NFT の。随。として確認することとできますので、一般会社型 NFT サインの提供するサービスは、当該電子メールアドレスに与えられた当該。を含めての全。を1つの。と捉え直すことにより、電子メールアドレスについて「Fれた当該」%T利用者の意思に基づいていること%明らかになるC。ということとできます。

(エ) 電子名法第2条第1項第2の" eについて

電子名といえるためには、電子名法第2条第1項第2の" eである「当該。について「Fれていないか」うかを確認することとできるもの」といえることと%E" になります。いFゆる。開。暗号方式を利用したデジタル名のC。には、秘密。で暗号化された暗号文を。開。で復号化して\$られた。と、電子名の対象となっている電子メールアドレス等を照。することにより、いF%なくれているか。うかを確認することとできるため、上記の" eを満たすといえます。

一般会社型 NFT サインにおいては、名にA用される暗号%ルゴSズ。として、<ツユ関f 0H0-2ji、2h48 ビットの%00方式を用いていますので、電子名法第2条第1項第2の" eである「当該。について「Fれていないか」うかを確認することとできるもの」の" eを満たすものと* します。

イ 契約事務Aの規。第28条第2項について

契約事務Aの規。第28条第2項では、x条第1項TMにpyる書。等の作成にE Fる電6。記7の作成は、「TMのA用に係る電子èi] (Φ出力装。を含むD。以下xí。)と契約の。手方のA用に係る電子èi]とを電èÉ。回線で接続した電子。の。理組織をA用して当該書。等に記述すべき事項を記述する方法により作成する」と規定しています。一般会社型 NFT サインにおいては、T利用である。署名%契約書等の電子メールアドレスを作成し、NFT サインのウェブサイトにもアクセスしてx定の操作を。うことにより、当該契約書等の電子メールアドレスは当社の契約するクノPサー。に%アップロードされ、NFT サインは、動。に[署名の電子メールアドレス%p: ス2YN3 %アカウントに対して、署名から[署名。に契約書等%いた%と NFT サインのクノPサー。上に%アップロードされた電子メールアドレスにもアクセスするための%記述された電子メールアドレス%を。ります。[署名は。署名された電子メールアドレス%に記述された%をクックすることにより、NFT サインのクノPサー。上に%アップロードされた電子メールアドレスにもアクセスして、s@上のx'μ。で名にx'することにより契約締結%完。します。

以上のとおり、一般会社型 NFT サインは、契約当事Y%それぞれの電子èi] からインターネットを経。して、当社%クノPサー。上で提供する電子契約サービスである NFT サインにもアクセスし、理を。うものであり、また、契約当事Yである署名又は[署名は、NFT サイン上で契約書等を%アップロードし、内/を確認し、x'を。うものであることから、これは「TMのA用に係る電子èi]と契約

の手方のA用に係る電子[]とを電回線に接続した電子「理組織」に該当し、契約事務の規則第28条第2項に規定する方法による「電6. 記7の作成」に該当し、契約書、L書Mその他これにNOる書@、PQR書、&S書等の作成にEFる電6. 記7の作成として、T用" "で=ると* +ます。

以上

7. Mその他

特になし。

別> š@•

œ 契約書の%アップローpš@

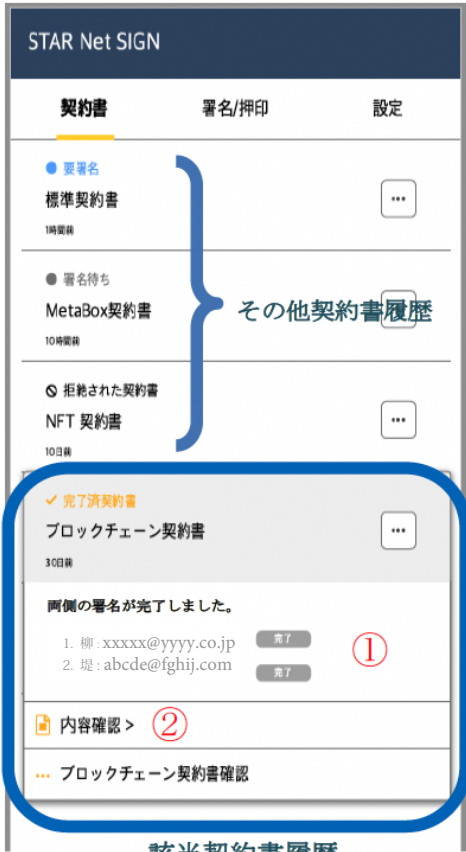
§ ¥イル%アップš@

☺ 電子・名N備S @

☺ 電子・名x ´ S @

É • 名完É È 達S @

履歴確認 @



履歴確認 @ (上記の部分をスクリーンショットで・名履歴の確認)

